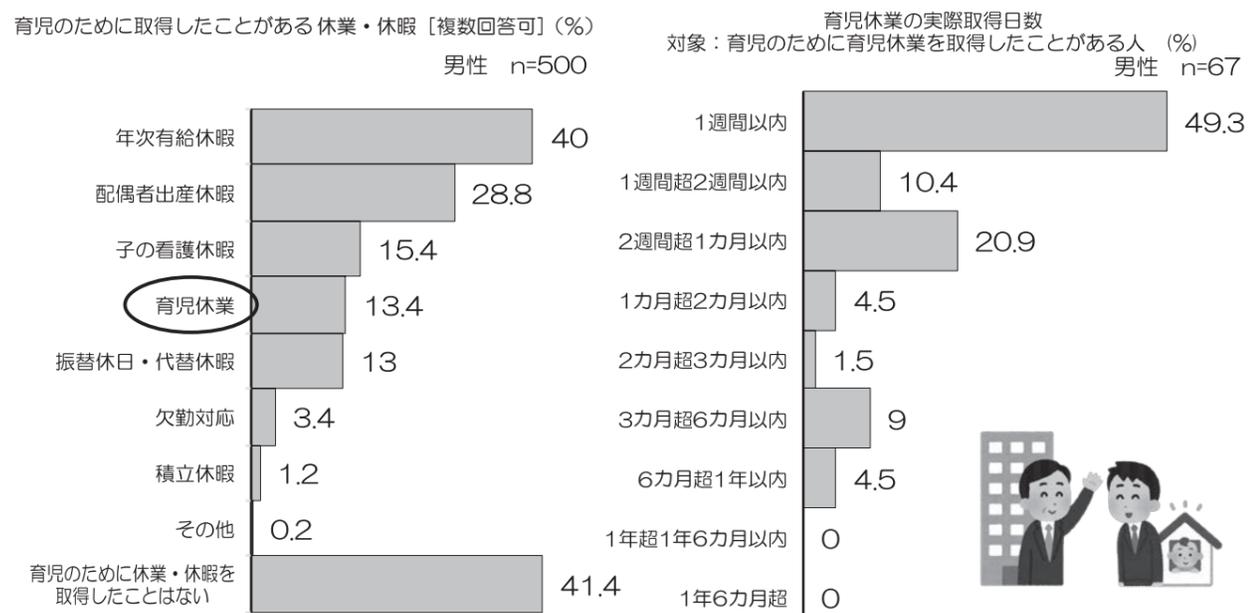


男性の育児休業の現状

日本労働組合総連合会が実施した「男性の育児等家庭的責任に関する意識調査」（2020年）によると、育児休業を取得したことがあると回答した人数は、男性500人中、67人（13.4%）でした。その中から、実際に育児休業を何日間取得したか聞いたところ、49.3%と半数近くの人数が「1週間以内」と回答しました。



参照：日本労働組合総連合会 男性の育児等家庭的責任に関する意識調査2020

ちなみに

南国市役所で2020(令和2)年度に子が生まれた男性職員12名の内、育児休業を取得した職員は2名で、取得日数は6カ月超1年以内でした。

育児・介護休業法は、女性のためのものではなく、労働者のためのものです。働く女性が増えた今、家庭での協力が必要不可欠となっています。制度を利用し、子育てや介護について、女性だから・男性だからではなく、家族で話し合い、協力しましょう。



また職場でも、男性が育休をとるのはおかしいなどといった偏見にとらわれることなく、柔軟な対応ができるよう、男女共同参画社会に向けた体制を整えていきましょう。



■問い合わせ/生涯学習課 ☎880-6569

労働者の皆さん 育児・介護休業法 が改正されます



育児・介護休業法とは…

正式には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、育児または家族の介護をする労働者が退職せずに雇用を維持しながら、希望に応じて仕事と育児や介護を両立できるようにする法律です。

今回の改正ポイント（2022.4.1～施行）

- 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- 4 育児休業の分割取得
- 5 育児休業取得状況の公表の義務化

注目!

育休とは別に取得可能

	育休制度 (現行)	育休制度 (2022.10.1～)	産後パパ育休 (2022.10.1～)
対象期間 取得可能日数	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能
申出期限	原則1カ月前まで	原則1カ月前まで	原則休業の 2週間前まで
分割取得	原則分割不可	分割して 2回取得可能	分割して2回取得可能
休業中の就業	原則就業不可	原則就業不可	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲 で休業中に就業することが可能
1歳以降の 延長	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定	育休開始日を 柔軟化	
1歳以降の 再取得	再取得不可	特別な事情がある場合に 限り再取得可能	

参照：厚生労働省 育児・介護休業法改正ポイントのご案内